

簡易な収入(所得)見込額の申立書  
【家計急変者】

記入要領

○ 「世帯等臨時特別給付金申請書」と一緒に御提出ください。

① 下記にチェック (☑) してください。  
 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上)

【1】 予期せず令和5年1月～12月までに家計が急変し、収入が減少した場合、チェック☑をしてください。収入の減少が、定年退職等のあらかじめ予期できるものである場合、本給付金の対象とはなりません。

収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月も記入してください。収入が減少した者全てについて記入してください。

【2】

【2】 申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記載した、すべての方の状況を記載してください。

記載例(1) 『令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合』

【3】 ④欄には、収入の減少があった月を、⑤欄には、その月の収入を、⑥欄には、D×12の額を記載。  
 【4】 下表から、①の人数に対応する区分の非課税相当収入限度額を確認。  
 【5】 確認した限度額を⑦欄に記入。  
 【6】 非課税相当収入限度額(⑦欄)と、年間収入見込み額(⑥欄)を比較する。  
 ⇒ ⑥欄 < ⑦欄 となった(⑥のほうが低い)ときは、給付金の支給対象となります。(収入で申請する場合、裏面は記載不要)  
 ⑥欄 > ⑦欄 となった(⑥のほうが高い)ときは、所得での申告ができる場合がありますので、【7】以降を記入してください。

【3】

氏名	が扶養する者の数 ①	住民税課税状況 ② <input checked="" type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	障害者控除等の適用 ③ <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込み額 D×12 ⑥	非課税相当 ⑦
					給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1	1人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 110,000円	0円	110,000円	1,320,000円	1,378,000円
2	2人	<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 0円	0円	0円	0円	0円
3	3人	<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
4	4人	<input type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 円	円	円	円	円
5	5人	<input checked="" type="checkbox"/> 課税	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年1月	収入合計額 A+B+C=【D】 120,000円	120,000円	120,000円	1,440,000円	1,378,000円

記載例(2) 『所得で申請の場合』  
 【7】 非課税相当収入限度額(⑦欄)と年間収入見込み額(⑥欄)を比較して、⑥欄のほうが高い場合は、所得による申請となります。  
 ⇒ 裏面も記入してください。

【4】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

～ 所得により申請する場合は、引き続き、裏面を御記入ください ～

③ 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2 申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金等 控除 ⑩		
1	▲▲▲▲ ▲▲▲▲	1,440,000 円		700,000 円		740,000 円	828,000 円
2		【8】 円		【9】 円		【12】 円	
3							
5							

【11】

【一】  
記載例(1)  
『令和5年1月から12月までの任意の1か月の収入により申請する場合』は、この面は記入不要です。

記載例(2)  
『所得で申請の場合』

【8】 表面⑥欄の年間収入見込み額を転記する。

【9】 ⑧～⑩の各欄に該当する控除額を記入する。

【10】 下表の非課税限度額早見表から、扶養人数に応じた限度額を確認する。

【11】 確認した限度額を⑫欄に記入する。

【12】 年間所得見込額⑪を計算する。

年間所得見込額⑪＝  
収入額⑥ - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⇒⑪の額が、⑫の額を下回っていれば、給付金の支給対象となります。

(記入上の注意)

⑥ 「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記してください。

⑧ 「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、御記入ください。

- ① A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
- ② A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%
- ③ A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%
- ④ A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%

⑨ 「事業収入等の経費」

①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12%が⑨帳簿等の上記の経費が分かる書類を御提出ください。

⑩ 「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、御記入ください。

- (65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
  - : 60万円超130万円未満 → 60万円
  - : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万円5千円
- (65歳以上の方) 公的年金等収入分 → 控除額
  - : 110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
  - : 110万円超330万円未満 → 110万円
  - : 330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万円5千円
  - : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万円5千円

⑪ 「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、御記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫ 「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む。)」の合計人数です。

(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
单身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用